

町内小・中学校保護者の皆様
町内幼児施設保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭

飯豊町における5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応 の見直し等につきまして（お知らせ）

日頃より、町教育行政に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策について、5月8日から5類感染症への移行の通知がありました。

それに伴い、町教育委員会として新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、下記のように見直しをいたします。ご確認していただき、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 学校・幼児施設における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

○基本的な感染症対策へのお願い

5月8日以降5類に移行はしますが、コロナウイルス自体がなくなったわけではありません。引き続き体調管理と適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットといった感染予防をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症の扱いについて

5類に移行したことにより、今までのインフルエンザの対応と同様になり、感染が判明した場合は、出席停止の扱いになります。出席停止の期間はインフルエンザが「発症した後5日を経過し、かつ、熱がひいてから2日経過するまで」、新型コロナウイルス感染症が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

2. マスクの着用につきまして

○学校、幼児施設内や登下校においてマスクの着用は求めません。また、マスクを着用した場合は、着用してもかまいません。ただし、感染の広がり状況によっては、マスクの着用を求めることもあります。

3. お子さんが新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合

○出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準といたします。ただし、無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準といたします。

○出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いいたします。

4 今までの濃厚接触者の扱い

- 5月8日以降は濃厚接触者という扱いはなくなります。家族等が感染していても、お子さんが健康な状態である場合は登校、登園ができます。
- 登校、登園が不安な場合や、お子さんが発熱や咽頭痛や咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校、登園を控え、医療機関の受診をお願いいたします。（感染が確認された場合、出席停止扱いになります）

5 健康観察カードにつきまして

- 5月8日以降は提出の必要はありません。引き続き家庭での健康観察をお願いします。発熱や咽頭痛や咳等の普段と異なる症状がある場合は、登校、登園を控え、医療機関の受診をお願いいたします。

6 その他

- 学校、幼児施設の生活において、マスクの着用は求めませんが、予防のためや様々な事情でマスクをつける人もいます。学校、幼児施設では、お互いを尊重できるような人間関係について指導していきます。ご家庭でもお話をいただければと思います。
- 新型コロナウイルス感染症に関して不明な点は下記担当にお問い合わせください。

飯豊町教育委員会

教育総務課

(小中学校) 学校教育振興室

87-0519 横山、横澤

(幼児施設) 子育て支援室

87-0518 渡部、佐藤